

# 人材獲得応援補助金

企業の求人活動、入社3年以内の従業員の資格取得を目的とした社員教育、国際規格等の取得、多様な人材が活躍できる労働環境整備などに取り組む市内企業を支援します。  
令和6年度と補助対象等が変わっておりますので、申請の際はご確認ください。

補助額	<b>補助対象経費×1/2＝給付額（千円未満切り捨て）</b> <b>1事業所あたり 2.5～最大60万円</b> ※詳細は裏面をご確認ください。	
要件	以下の要件を全て満たす必要があります。 (1) 市内に事業所を有すること。 (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（製造業及び市内に主たる事業所を置く会社にあつては資本の額又は出資の総額が3億円超の会社並びに常時使用する従業員の数が300人超の会社を含む。）であつて、会社法（平成17年法律第86号）に定める会社、個人事業者等（資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合を除く。）であること。ただし、農家（農業法人）は除く。 (3) 市税の滞納がない事業者であること。	
申請期間	<b>2025年4月1日（火）～2025年12月31日（水）</b> ※予算上限額に達し次第終了します。	
事業期間	<b>2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）</b>	
申請書類	1	<b>補助金交付申請書（様式第1号）</b> ● 補助金申請額は千円未満切り捨て <input type="checkbox"/>
	2	<b>補助事業等計画書（様式第2号）</b> ● 金額は消費税及び地方消費税を除く <input type="checkbox"/>
	3	<b>事業費の積算根拠が分かる資料</b> ● 見積書、受験料が記載されたパンフレットなど <input type="checkbox"/>
	4	<b>事業内容がわかる資料</b> ● 試験概要・スケジュール、受講者の入社日が証明できる資料、改修前の写真、えるぼし等の認定通知書の写し など <input type="checkbox"/>
	5	<b>振込口座のわかる通帳の写し</b> ● 通帳表紙の裏面をコピーして提出してください。 ● 法人の場合は、当該法人の口座に限ります。 <input type="checkbox"/>
留意事項	1 事業を実施（発注、申込、契約等）する前に、補助事業等計画書（様式第2号）を添付した補助金交付申請書（様式第1号）を提出いただき、市の交付決定を受ける必要があります。 2 補助金は、事業者の支払証拠書類を添付した実績報告書（様式第7号）をもって確認し、補助金の額を確定した後に振込みます。前払いは出来ません。 3 補助対象経費は税抜き（小数点以下切り捨て）となりますのでご注意願います。 4 計画に変更が生じた場合は変更申請が必要となります。	

問い合わせ先 大仙市企業立地推進課  
0187-63-1111（内線248・258）

# 人材獲得応援補助金

## 対象経費、補助額について

補助率	2分の1			
補助上限額	<b>各区分の合計 40万円</b> <b>※下記に該当する場合は合計 60万円</b> ① えるぼし・くるみん・ユースエールのいずれかの認定を受けている企業、 または秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度に基づく認定を取得した企業 ② (C) 国際規格等取得の事業を補助対象事業として実施する企業			
事業区分	事業の例	補助対象経費	区分ごとの補助上限額	
(A) 求人活動	インターンシップの受入、求人広告等	会場借上料、宣伝費、印刷製本費、その他求人活動費として適当と認められる経費	各区分 税抜 5万円 以上	
(B) 社員教育 ※1	講習、受験等	企業が主体となって入社後3年以内の従業員に新規に資格取得させる際の実施料、受講料、書籍購入その他資格取得等の費用として適当と認められる経費		最大20万円
(C) 国際規格等取得	ISO取得等	コンサルタント料、研修経費、申込料、審査経費、登録料等		
(D) 労働環境の整備 ※2	和式トイレから洋式トイレへの改修通信、従業員の休憩室増設、Wi-Fi設置工事等	労働環境の改善に繋がる新たな施設及び既存設備の改修、情報機器の導入により従業員の負担軽減を目指す取組、その他労働環境の整備費として適当と認められる経費	最大20万円 ①に該当する場合 最大40万円	

※1 (B) 社員教育の**受講料、受験料は対象とする資格を限定**していますので、別途一覧をご確認ください。

※2 (D) 労働環境の整備は、**A、B、Cの区分の事業を合わせて実施した場合のみ対象**となります。

※3 **他の補助金との併用はできません**のでご注意ください。

※4 次の経費は**補助対象外**です。

人件費、旅費、備品（棚など）、印紙代、通信運搬費（切手など）、消耗品費（コピー用紙、トナー、事務用品など）、写真代、飲食費など

※5 事業の内容によって、補助対象事業として認められない場合もありますので**申請前にご相談ください**。

対象外の例：資格等の更新（B社員教育、C国際規格取得等）、LED照明への改修工事（D労働環境の整備）、エアコンの更新（D労働環境の整備）、社内全体に対する資格取得を伴わない研修（B社員教育）

## 事業が終了（支払まで終了）したら提出する書類について

申請書類	1	<b>実績報告書（様式第7号）</b> ● 金額は消費税及び地方消費税を除く	<input type="checkbox"/>
	2	<b>支払を証明する書類</b> ● 請求書及び領収書の写し、銀行取引画面のコピー など	<input type="checkbox"/>
	3	<b>事業内容がわかる資料</b> ● 合格証、免許証、ISO等認証証明書の写し、工事契約書、改修前後の写真 など	<input type="checkbox"/>
	4	<b>請求書（様式第3号）</b> ※ 実績報告書の内容を審査し、市から交付される補助金等の額の確定通知書を受領してからの提出になります。	<input type="checkbox"/>

問い合わせ先 大仙市企業立地推進課  
0187-63-1111（内線248・258）